

その他の論点について③

2023年4月26日（水）

第43回 料金制度専門会合
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 効率化係数

2. 非化石証書の販売収入の取扱い

3. 事業報酬

4. 基本料金と電力量料金の設定方法（中国電力）

5. 季節別料金の見直し方法（北陸電力）

6. 需要家からの問い合わせ対応（報告）

効率化係数の試算結果（発電部門）【訂正版】

- 発電部門における効率化係数の試算結果は以下のとおり。
- なお、東京電力EPには発電部門が存在しないところ、例えば、相対取引での電源調達において効率化係数を用いて査定する際は、他の6事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国・沖縄）の効率化係数の単純平均値を用いることも一案と考えられる。

		北海道	東北	東京	北陸	中国	四国	沖縄
今回申請【円/kWh】		6.58	4.00	－	4.36	4.81	5.25	4.73
過去6年平均【円/kWh】		5.45	3.76	－	3.66	3.98	5.67	4.59
ベンチマーク【円/kWh】 (1～4社平均)		3.72	3.72		3.72	3.72	3.72	3.72
効率化係数の算定	①過去水準との比較	17.2%	5.9%	－	14.7%	17.3%	－	2.9%
	②ベンチマークとの比較	26.3%	1.0%	－	－	5.3%	29.1%	18.4%
	激変緩和（50%分）	13.1%	0.5%	－	－	2.7%	14.5%	9.2%
	③継続的な効率化 (年1.4% = 3年で4.2%)	4.2%	4.2%		4.2%	4.2%	4.2%	4.2%
	④①～③の合計	34.6%	10.6%	－	18.9%	24.1%	18.7%	16.3%
効率化係数（3年平均）		23.0%	7.0%	13.7%*	12.6%	16.1%	12.5%	10.9%

※他の6事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国・沖縄）の効率化係数の単純平均値。

効率化係数の試算結果（発電部門）

- 発電部門における効率化係数の試算結果は以下のとおり。
- なお、東京電力EPには発電部門が存在しないところ、例えば、相対取引での電源調達において効率化係数を用いて査定する際は、他の6事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国・沖縄）の効率化係数の単純平均値を用いることも一案と考えられる。

		北海道	東北	東京	北陸	中国	四国	沖縄
今回申請【円/kWh】		6.58	4.00	－	4.36	4.81	5.25	4.73
過去6年平均【円/kWh】		5.45	3.76	－	3.66	3.98	5.67	4.59
ベンチマーク【円/kWh】 (1～4社平均)		3.72	3.72	－	3.72	3.72	3.72	3.72
効率化係数の算定	①過去水準との比較	17.2%	5.9%	－	－	17.3%	－	2.9%
	②ベンチマークとの比較	26.3%	1.0%	－	14.7%	5.3%	29.1%	18.4%
		激変緩和（50%分）	13.1%	0.5%	－	7.3%	2.7%	14.5%
	③継続的な効率化 (年1.4% = 3年で4.2%)	4.2%	4.2%	－	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%
	④①～③の合計	34.6%	10.6%	－	11.5%	24.1%	18.7%	16.3%
効率化係数（3年平均）		23.0%	7.0%	12.9%*	7.7%	16.1%	12.5%	10.9%




*他の6事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国・沖縄）の効率化係数の単純平均値。

【参考】効率化係数の設定方法（イメージ）

パターン	①	②	③	④	⑤	⑥
費用水準	今回申請 ↓ 過去6年平均 ↓	今回申請 ↓		過去6年平均 ↓ 今回申請	過去6年平均	
		過去6年平均	今回申請 ↓ 過去6年平均		今回申請	過去6年平均 ↓ 今回申請

ベンチマーク
 発電：1～4位の平均
 販売：1～5位の平均

↓
 継続的な効率化

-  : 自社の過去水準と同等の水準まで効率化を求める。
-  : ベンチマークまで深掘りを求める。（※激変緩和の観点（50%）も考慮）
-  : ベンチマークに満足すること無く、継続的な効率化を促す。（※年1.4%）

前回会合でいただいた御意見

- 前回会合（第42回）では、効率化係数について、委員及び事業者から御意見をいただいた。
- これを踏まえ、審査の過程で追加的な検討が必要となった点なども含め、次ページ以降のとおり、事務局としての考え方を整理した。
 - ① 各事業者が申請時に織り込んだ効率化の取扱い
 - ② 個別事情（例：予備力確保）と効率化係数との関係
 - ③ 修繕費のメルクマール査定と効率化係数との関係
 - ④ ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数との関係
 - ⑤ 原子力発電所の再稼働に係る費用と効率化係数との関係
 - ⑥ 業務設備に係る設備投資への効率化係数の適用

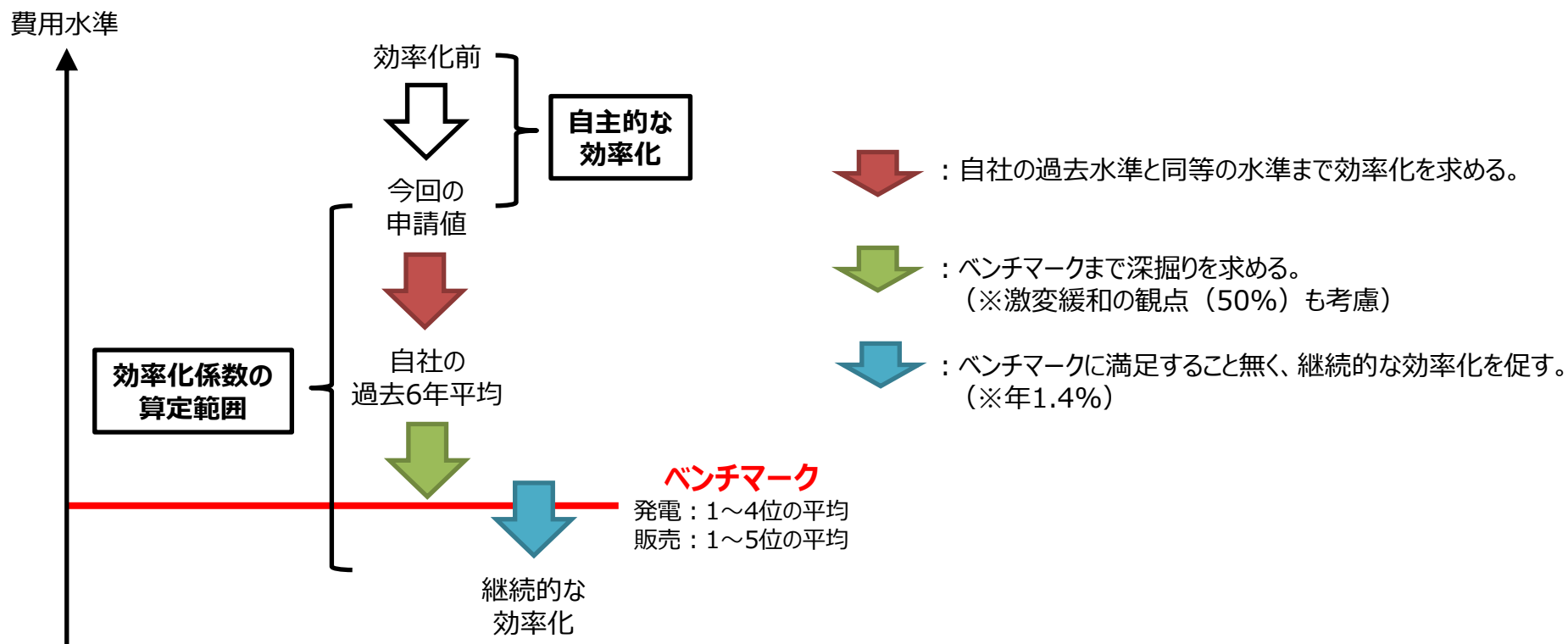
【論点①】各事業者が申請時に織り込んだ効率化の取扱い（1）

- 第41回会合で事務局から提示した効率化係数は、下図のとおり、主に「各事業者の申請値」と「ベンチマーク」との差分に基づいて設定している。そのため、申請にあたって、自主的に効率化が行われ、申請値の水準が引き下がっている場合は、効率化係数も緩和されることとなる。
- また、自主的な効率化の取組は、効率化対象の範囲や期間などが事業者間で異なり、定量的な横比較が困難であるとともに、恣意的な織り込みとなることも想定されるところ、今回の効率化係数の設定方法であれば、そのような恣意性も排除可能である。
- なお、効率化係数は、事業者の申請値に基づいて算定することが適切であり、仮に、個別査定後の費用水準に基づいて効率化係数を設定した場合、個別査定が多い（＝必要性が確認できない費用が多く織り込まれている）事業者の効率化係数が緩和される可能性があるというパラドックスが生じる（申請段階で、真に必要な経費のみ織り込んでいる場合は、申請値の水準が低くなり、効率化係数も緩和される方向となることに留意）。

【論点①】各事業者が申請時に織り込んだ効率化の取扱い（2）

- 「自主的な効率化の取組」と「効率化係数」との関係は以下のとおり。

効率化係数の設定方法（イメージ）

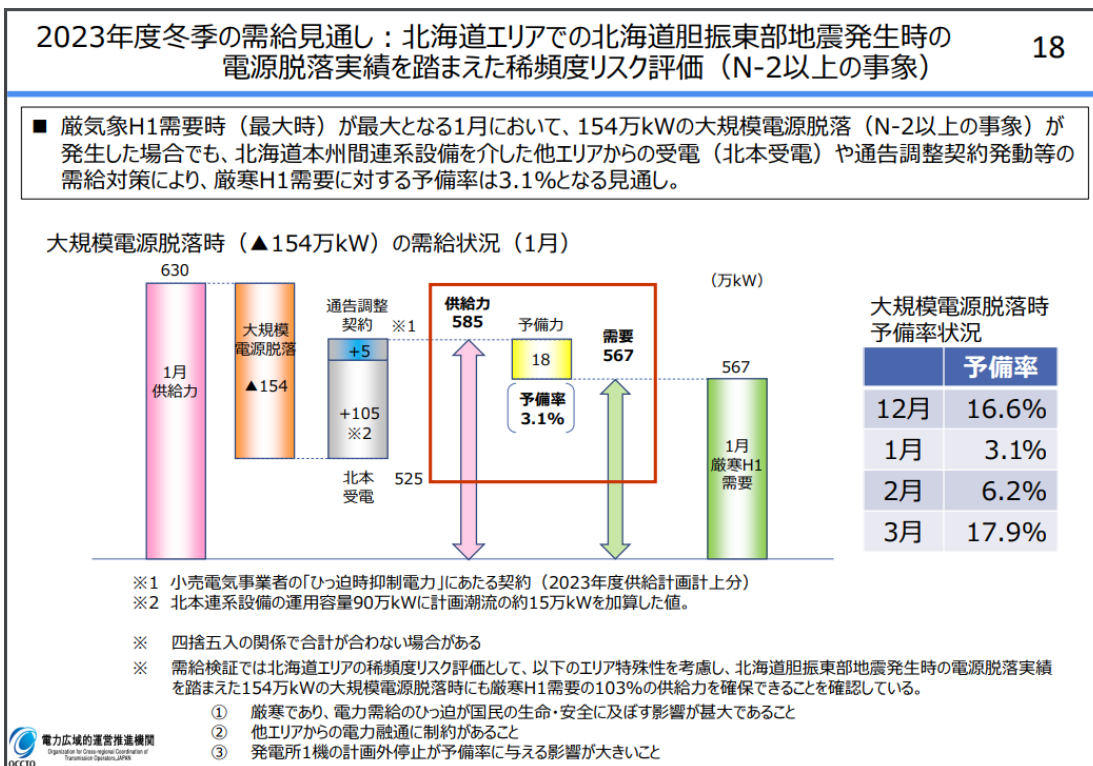


【論点②】個別事情と効率化係数との関係（1）

- 第42回会合において、北海道電力から、予備力確保や再生可能エネルギー電源の拡大などの個別事情を勘案して、効率化係数を見直すべきとの御意見をいただいた。
- 予備力確保について、電力広域的運営推進機関における電力需給バランスの評価にあたっては、最大電力需要（厳気象H1需要）に対して103%以上の供給力を有するか確認している。
- また、追加検証として、供給力減少リスク（稀頻度リスク）が発生した場合の需給バランスも評価している。

【論点②】個別事情と効率化係数との関係（2）

- 第42回会合で、北海道電力が示した大規模電源脱落時の需給状況の検証では、**大規模電源脱落に対し、主に北本連系設備からの受電で対応する旨が記載されている。そのため、この検証結果だけでは、効率化係数に算定にあたり、予備力確保を考慮すべきとは言えない。**
- その上で、複数の委員から、（個別事情は理解しつつも、）個別事情を入れ過ぎると横比較が出来なくなるといった御意見をいただいたことを踏まえ、**予備力確保（kW）については、今回の効率化係数の算定に含めないこと**としてはどうか。



【出典】電力広域的運営推進機関
 第84回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料5

【論点②】個別事情と効率化係数との関係 (3)

- 料金改定申請を行った各事業者について、事務局で、FIT売電の割合を比較した結果は以下のとおりであり、北海道だけが極端に再生可能エネルギー電源の導入が進んでいるとは言えない。
- その上で、横比較の透明性を確保する観点から、予備力確保と同様、**再生可能エネルギー電源の導入拡大についても、今回の効率化係数の算定には含めないこと**としてはどうか。

発受電電力量に占めるFIT売電の割合

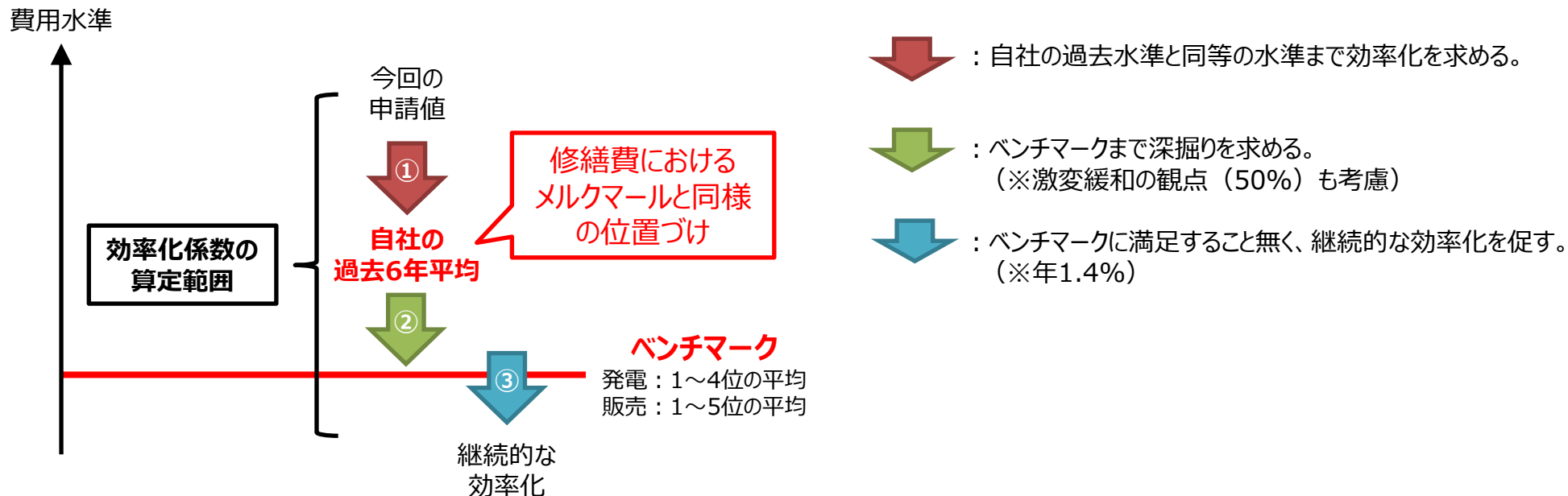
(単位：百万kWh)

		北海道	東北	東京	北陸	中国	四国	沖縄
①	FIT購入電力量	2,179	6,086	16,909	1,852	6,864	3,205	388
②	FIT販売電力量 ^(※)	0	43	0	706	1,343	37	0
③	FIT売買差引 (①-②)	2,179	6,043	16,909	1,146	5,521	3,168	388
④	発受電電力量	24,818	72,571	198,246	27,210	49,346	23,574	18,802
⑤	発受電電力量に占めるFIT売買の割合 (③÷④)	8.78%	8.33%	8.53%	4.21%	11.19%	13.44%	2.06%

【論点③】修繕費のメルクマール査定と効率化係数との関係（1）

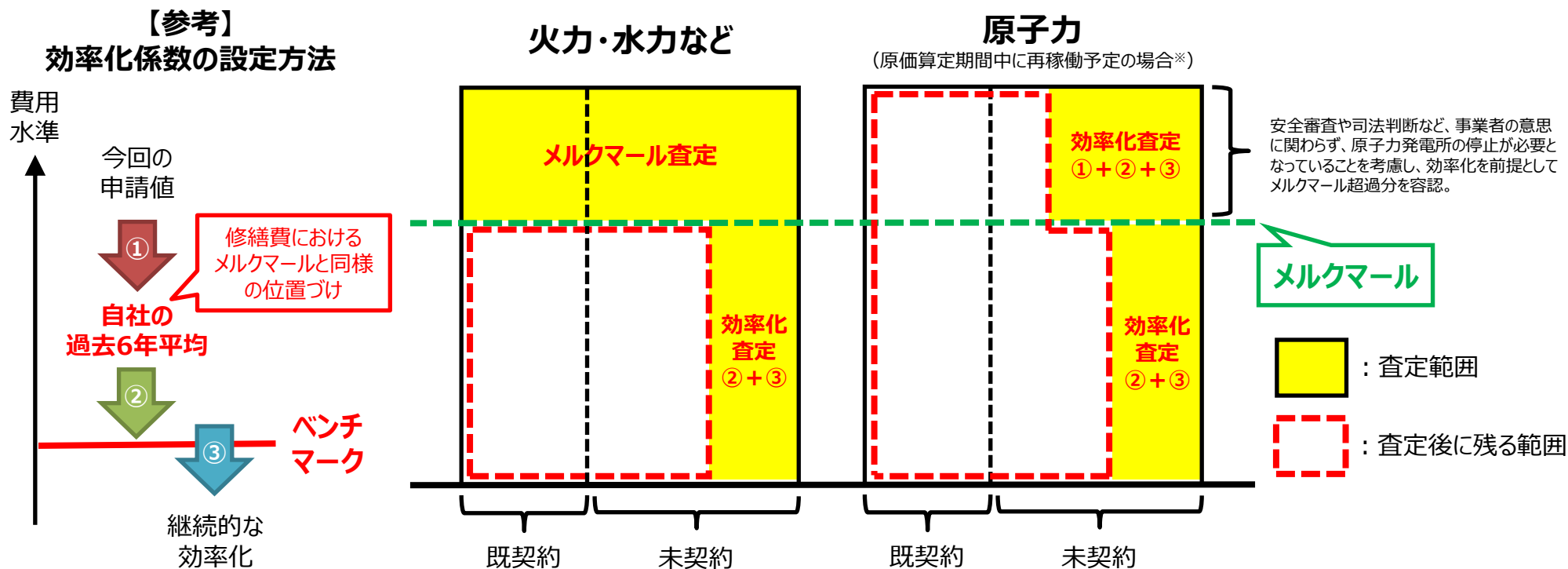
- 修繕費の審査では、過去実績を基にした基準をメルクマールとして設定し、メルクマールの算定期間は直近5年間を基本とすることとされている。
- 上記のメルクマールの考え方について、効率化係数の設定方法との比較を行った場合、「自社の過去6年平均」は、修繕費のメルクマールと同様の位置づけと考えられる。
- そのため、修繕費に対して、下図の①～③の全ての要素を織り込んだ効率化を一律求めた場合、特に①について、メルクマール査定との重複が生じる可能性がある。

効率化係数の設定方法（イメージ）



【論点③】修繕費のメルクマール査定と効率化係数との関係（2）

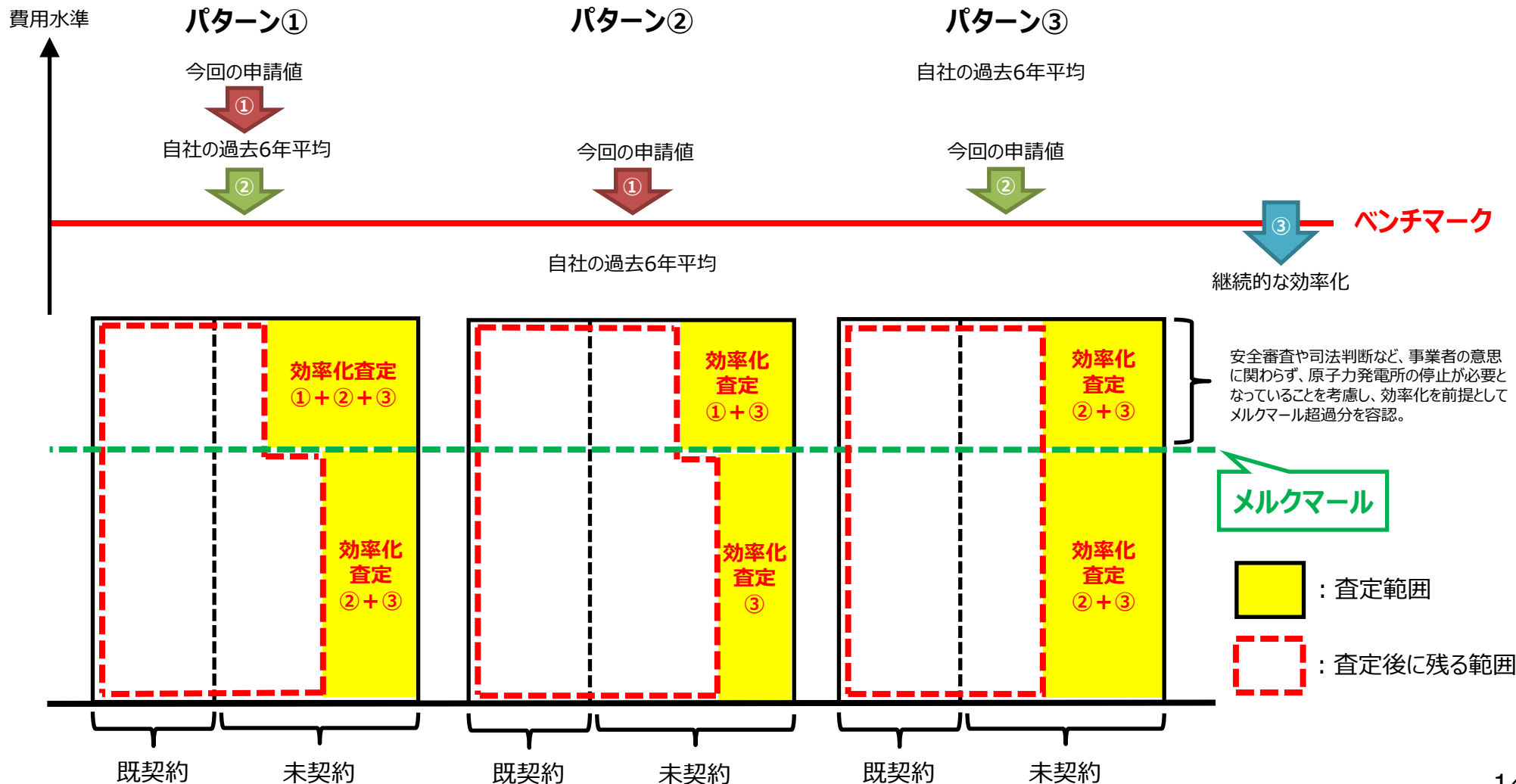
- 前ページの検討を踏まえ、修繕費については、メルクマール超過分については厳格に査定しつつ、メルクマールの範囲内に収まる範囲については、メルクマールが自社の過去水準であるため、下図のとおり、自社の過去水準からの深掘りが必要な部分（下図の例では②・③）に絞って効率化を求めることとしてはどうか。



※ 北海道の泊発電所3号機について、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用は、全額査定。

【論点③】修繕費のメルクマール査定と効率化係数との関係 (3)

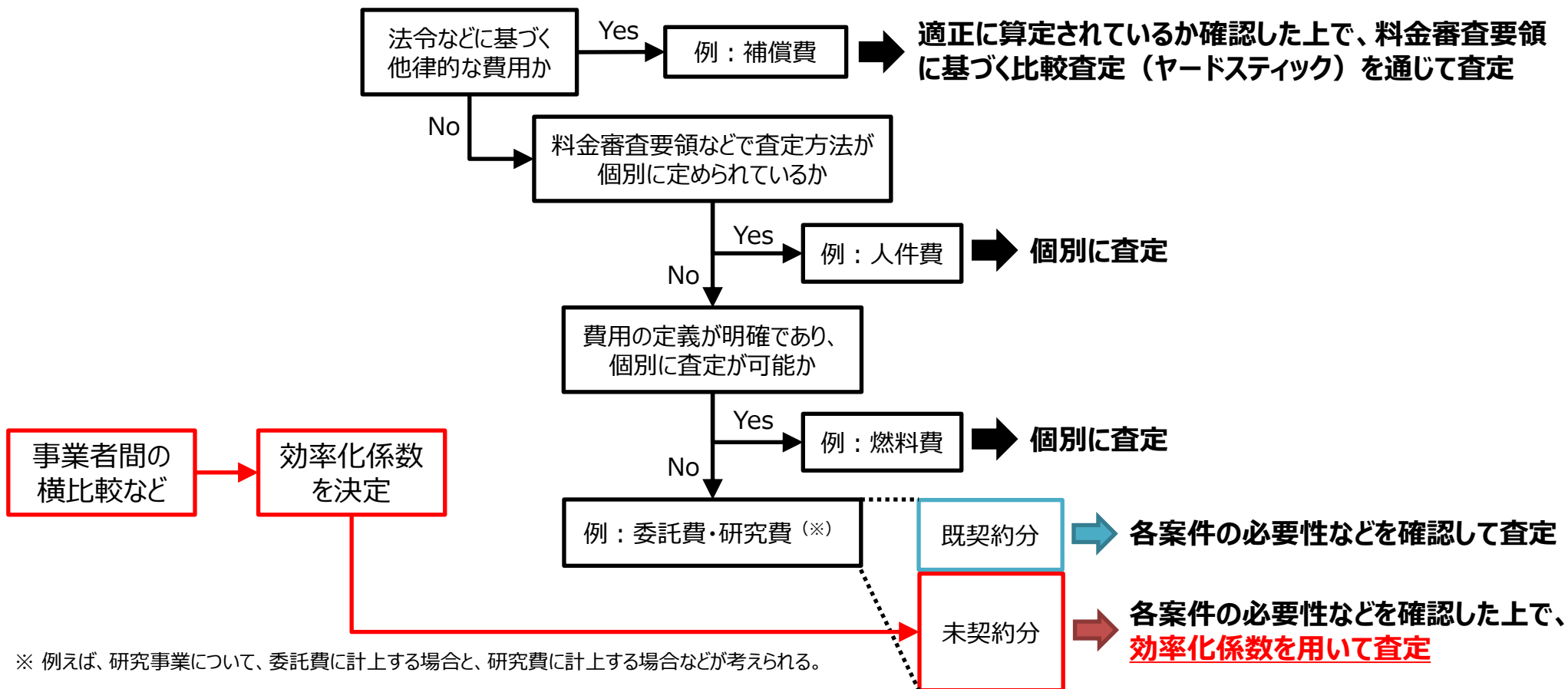
- 各事業者で、「今回の申請値」及び「自社の過去6年平均」の費用水準はそれぞれ異なるところ、主に下図の3パターン関し、原子力発電所の修繕費に係るメルクマールと効率化係数との関係を整理すると、以下のとおりとなる。



【論点④】ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数との関係（1）

- 前回会合（第41回）で、事務局から、以下のとおり、基本的な査定のフローをお示した。
- 今回、各費目について、ヤードスティック査定と、効率化係数による査定との具体的な使い分けを事務局で整理した。

第41回 料金制度専門会合
資料5-1より抜粋



【論点④】ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数との関係（2）

費目	効率化係数	YS査定	費目の分類	備考
他社購入電源費	○	×	①	・ 相対取引の一部（固定費など）が対象。
修繕費	○	×	③	<ul style="list-style-type: none"> ・ メルクマール査定との重複を避けつつ査定。 ・ ー ・ 設備投資に伴う工事と、設備除却に伴う工事は、工事の性質上、一体として行われることが多いため、設備投資と同様に効率化係数を適用。 ・ なお、固定資産除却損は、効率化係数及びYS査定の対象外。 ・ 設備投資について、既契約・未契約に分類の上、未契約分に効率化係数を適用。 ・ 既設の業務設備も、効率化係数の対象。
委託費	○	×		
普及開発関係費	○	×		
養成費	○	×		
研究費	○	×		
固定資産除却費（固定資産除却損は除く）	○	×		
減価償却費	○	×		
廃棄物処理費	×	○	①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金審査要領に基づき、YS査定を適用。
補償費	×	○	②	
賃借料	×	○		
損害保険料	×	○		
貸倒損	×	○		
共有設備費等分担額、同（貸方）	×	○		
電力費振替勘定（貸方）	×	○		
建設分担関連費振替額（貸方）	×	○	③	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	×	○		

※対象経費：○、対象外：×

※効率化係数について、既契約分（業務設備に係る設備投資を除く）及び送配電部門からの受託業務に係る費用は、適用対象外。

※効率化係数対象の費目において、YS査定対象の費目と同種の費用が含まれている場合、当該費用については、YS査定対象とする。

【論点④】ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数との関係（3）

費目		効率化係数	YS査定	費目の分類	備考
消耗品費	水道光熱費	×	○	③	<ul style="list-style-type: none"> 単価について交渉の余地が限られることから、効率化係数ではなくYS査定を適用。
	諸車等燃料費	×	○		
	上記以外	○	×		
諸費	通信運搬費	×	○		<ul style="list-style-type: none"> 単価について交渉の余地が限られることから、効率化係数ではなくYS査定を適用。 市況などに基づいて算定されるため、効率化係数ではなくYS査定を適用。 各事業者の負担割合などに基づいて算定されるため、効率化係数ではなくYS査定を適用。 クレジットカード会社への立替払手数料などが該当し、単価について交渉の余地が限られることから、効率化係数ではなくYS査定を適用。
	旅費	×	○		
	貯蔵品たな卸損・評価損	×	○		
	団体費	×	○		
	諸手数料	×	○		
	上記以外	○	×		
燃料費	×	×	①		<ul style="list-style-type: none"> トップランナー査定など、個別に査定が行われるため、対象外。
非化石証書購入費	×	×	②	<ul style="list-style-type: none"> 法令などに基づく他律的な費用であって、料金審査要領上、YS査定の対象外。 レートベースにおいて、個別査定・効率化係数による査定を受けており、二重査定となるため対象外。 今回の申請では、計上無しのため対象外。 他律的な費用であって、料金審査要領上、YS査定の対象外。 	
原子力バックエンド費用	×	×			
公租公課（固定資産税、法人税等）	×	×			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	×	×			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	×	×			
電気事業報酬	×	×			
株式交付費・同償却費	×	×			
社債発行費・同償却費	×	×	③	<ul style="list-style-type: none"> 他産業との比較など、個別に査定が行われるため、対象外。 今回の申請では、計上無しのため対象外。 	
人件費（給与手当など）	×	×			
開発費・同償却費	×	×			

※対象経費：○、対象外：×

※効率化係数について、既契約分（業務設備に係る設備投資を除く）及び送配電部門からの受託業務に係る費用は、適用対象外。

※効率化係数対象の費目において、YS査定対象の費目と同種の費用が含まれている場合、当該費用については、YS査定対象とする。

【参考】電気料金を構成する各費目の分類

分類①	分類②	分類③
変動的な費目	固定的な費目のうち、 法令・契約・外部要因等による制約を受ける費目	固定的な費目のうち、 分類②を除いた費目
燃料費	公租公課	人件費（給料手当など）
廃棄物処理費	補償費	消耗品費
他社購入電源費	賃借料	委託費
他社販売電源料	損害保険料	修繕費
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	減価償却費
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	普及開発関係費
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	養成費
	特定放射性廃棄物処分費	研究費
	原子力発電施設解体費	諸費
	原子力廃止関連仮勘定償却費	固定資産除却費
	非化石証書購入費	建設分担関連費振替額（貸方）
	貸倒損	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
	電力費振替勘定（貸方）	開発費、同償却
	共有設備費等分担額、同（貸方）	
	株式交付費、同償却	
	社債発行費、同償却	
	電気事業報酬	

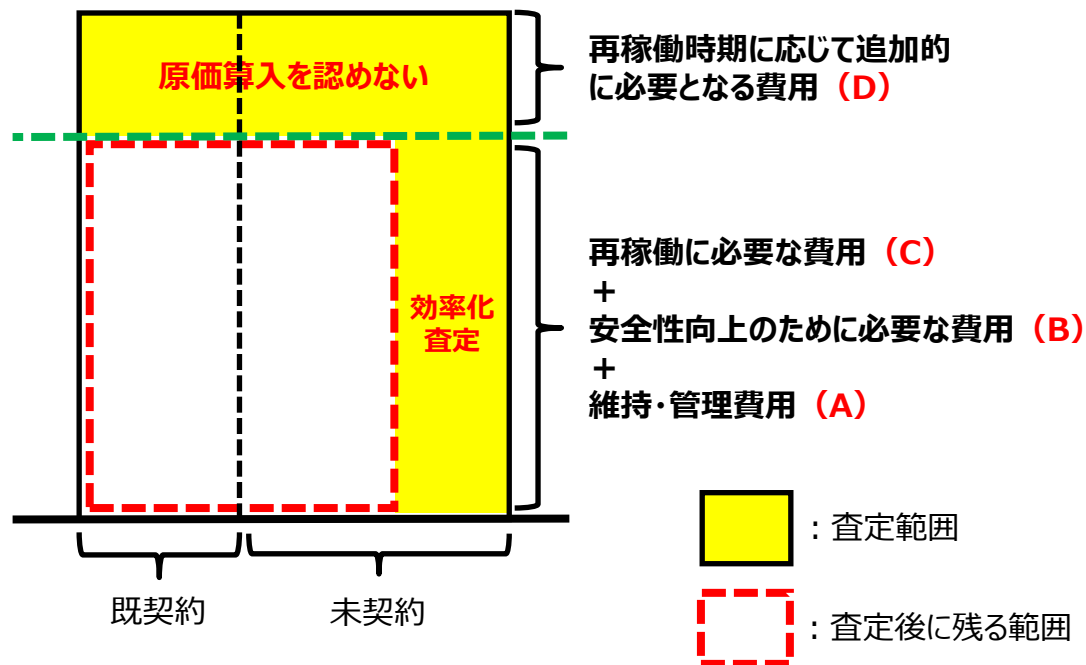
【論点⑤】原子力発電所の再稼働に係る費用と効率化係数との関係（1）

- 第42回会合において、各事業者から、「原子力発電所の再稼働による原価抑制効果を踏まえ、原子力発電所の再稼働に係る費用は、効率化係数の対象外とすべき」との御意見があった。
- 原子力発電所が再稼働することで、燃料費が圧縮され、料金原価が抑制される可能性は高いと考えられる。一方で、再稼働に係る費用を効率化し、原価抑制効果を更に高める努力も必要である。
- また、原子力発電所が再稼働した場合、卸電力市場などを通じた売電が行われるが、規制料金の審査結果に関わらず、原価を最大限低減し、収支を改善することが、事業者にとって合理的な行動と考えられる。そのため、効率化係数による査定が、原価低減意欲を削ぐことには繋がらない。
- なお、第41回会合でお示したとおり、原子力発電所については、安全審査や司法判断により、事業者の意思に関わらず停止が必要となり、これに伴って、メルクマールの水準が抑制されているという事情がある。そのため、原価算定期間中に再稼働を見込んでいる場合は、効率化を前提に、メルクマールの超過分も認めるなど、原子力発電所を取り巻く状況を考慮した審査を行っている。

【論点⑤】原子力発電所の再稼働に係る費用と効率化係数との関係（2）

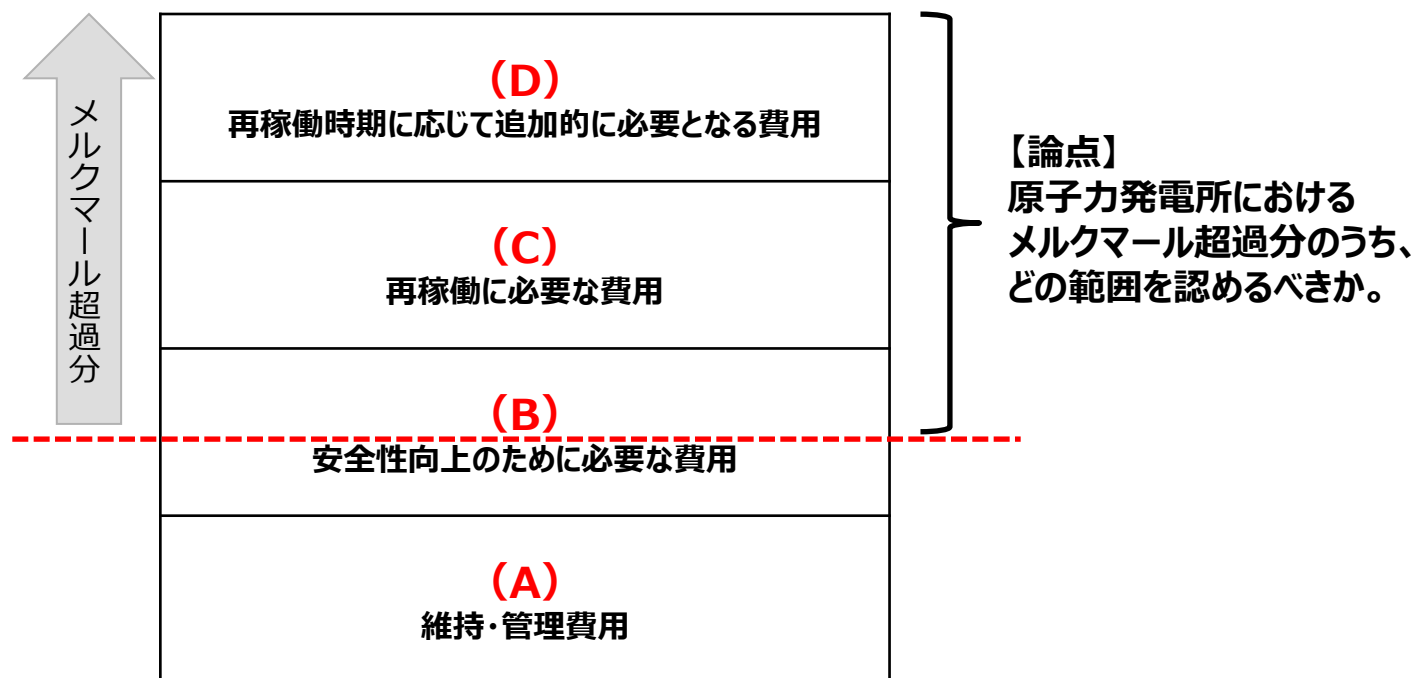
- 第42回会合では、北海道電力の泊発電所3号機に係る修繕費の取り扱いとして、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用（D）について、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、料金原価への算入を認めないこととした。
- 泊発電所3号機に係る他の費目（例：委託費・固定資産除去費・事業報酬）についても、上記の整理との整合性を図るため、下図のとおり、Dに該当する費用は、料金原価への算入を認めないこととしてはどうか。

泊発電所3号機に係る費用の取扱い
(修繕費を除く)



泊発電所3号機に係る修繕費の取扱い①

- 前回会合（第41回）では、修繕費のメルクマール超過分の取扱いについて御議論いただいた。
- その結果、安全審査や、司法判断による仮処分差し止めなど、事業者の意志に関わらず、原子力発電所の停止が必要となり、メルクマールの水準が抑制されたことから、原子力発電所におけるメルクマール超過分は、原価算定期間中に再稼働を見込んでいる場合、例外的に認めるとの方向性が示された。
- その上で、原価算定期間中の再稼働が織り込まれていない北海道電力の泊発電所3号機のメルクマール超過分について、その取扱いが論点となるが、泊発電所3号機に係る費用を以下のA～Dの4つに分類した場合、メルクマール超過分には、Bの一部とC及びDが概ね該当する。

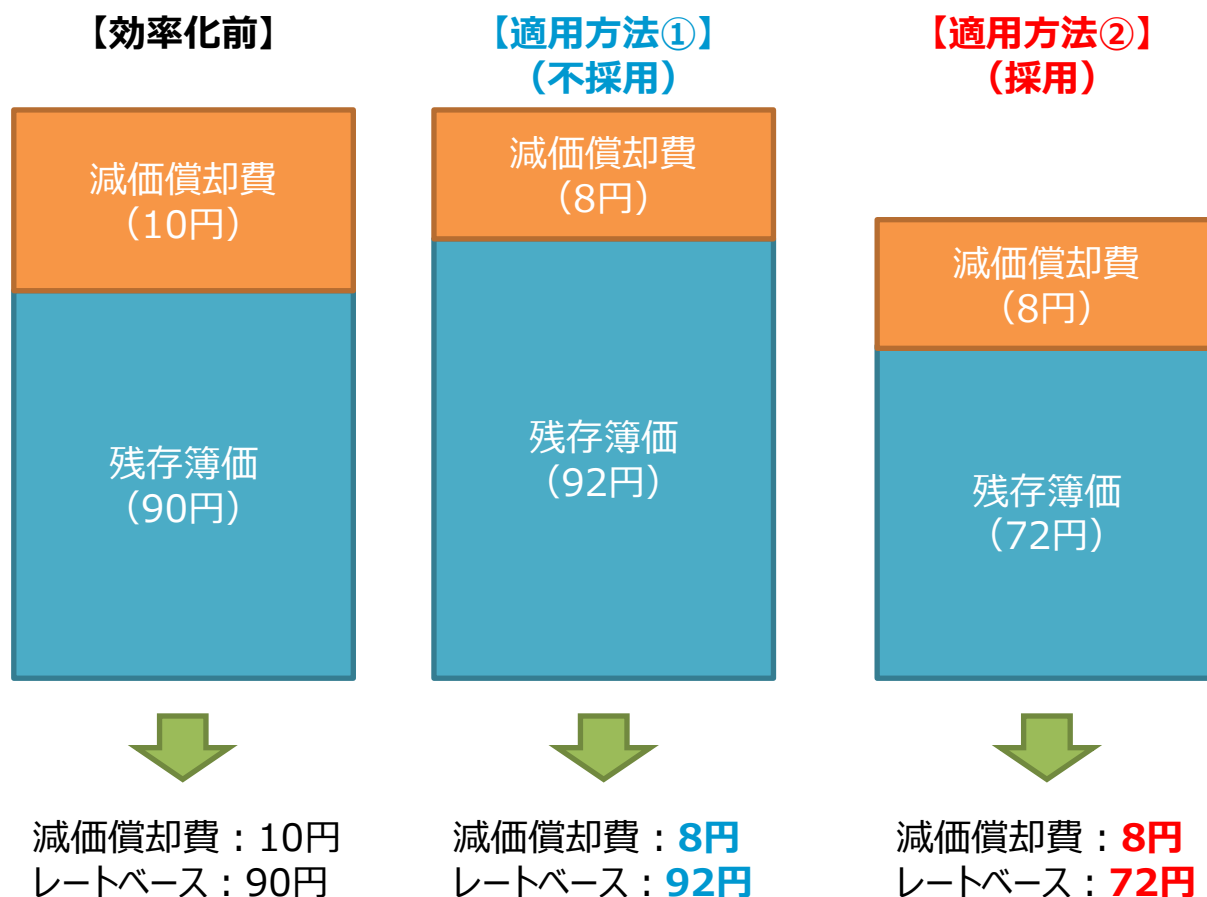


泊発電所3号機に係る修繕費の取扱い③

- いただいた御意見を踏まえ、以下の方向性で整理することとしてはどうか。
 - ① A（維持・管理費用） 及び B（安全性向上のために必要な費用） については、安全性確保の観点から、料金原価への算入を認める。
 - ② 一方で、D（再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用） については、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、料金原価への算入を認めない。
 - ③ その上で、C（再稼働に必要な費用） については、耐震評価や解析等の業務委託が継続的に行われており、再稼働に向けた取組を着実に進めていくため、料金原価への算入を認める。

【論点⑥】業務設備に係る設備投資への効率化係数の適用（1）

- 第41回会合で、業務設備については、過去の設備投資であっても効率化に取り組む余地があることから、過去の設備投資に伴う減価償却費も、効率化係数の対象とすることとした。
- その上で、減価償却費の算定方法を明確化するため、以下のとおり、簿価に対して効率化係数を適用（＝その結果、減価償却費及びレートベースも減額）することとしてはどうか。

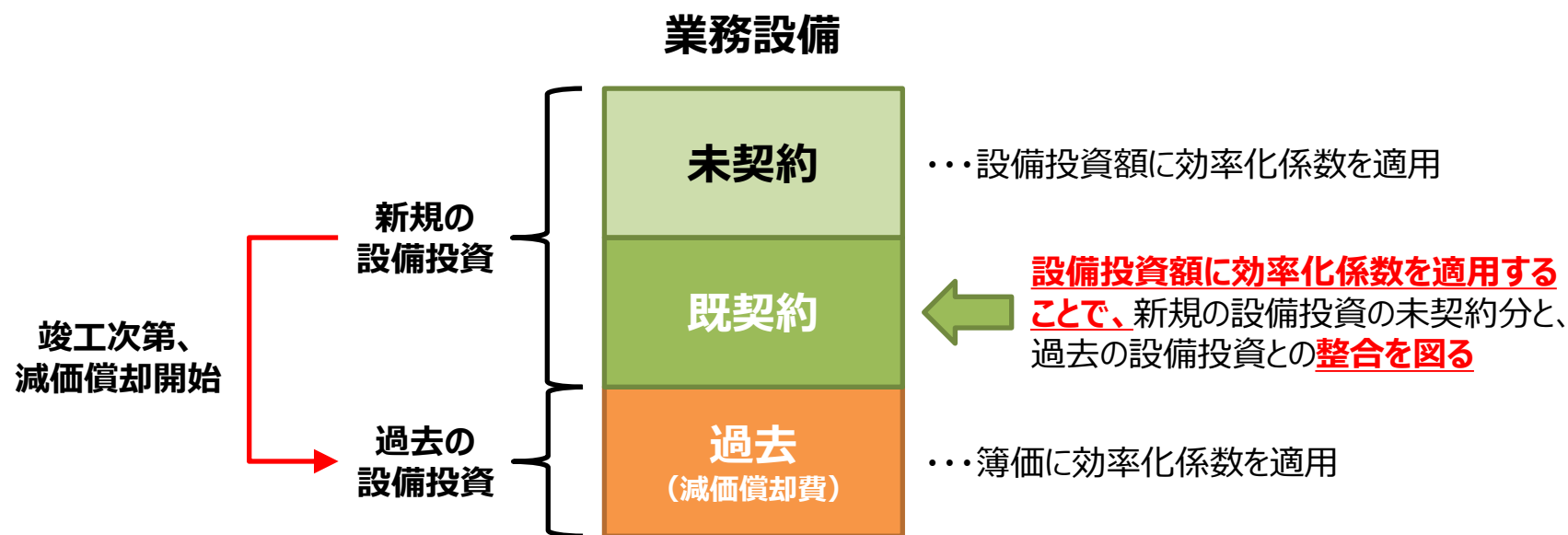


【本事例の前提】

- 竣工後1年経過
- 竣工時の簿価：100円
- 減価償却期間：10年
- 効率化係数：20%

【論点⑥】業務設備に係る設備投資への効率化係数の適用（2）

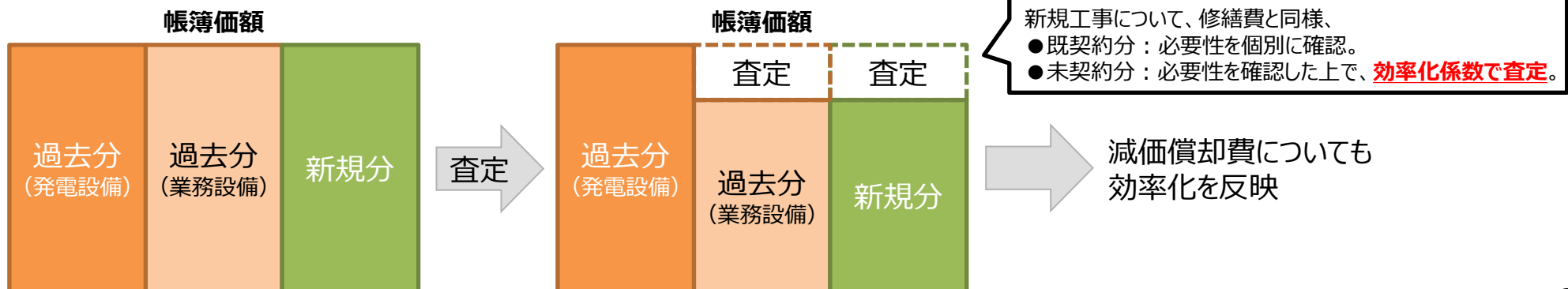
- 原価算定期間に新たに行う設備投資については、基本的に、既契約・未契約で分類し、未契約分は効率化係数での査定を行う方針である。一方で、業務設備に係る新たな設備投資のうち、既契約分については、過去の設備投資分との整合性を図るため、効率化係数の適用の取扱いを明確化する必要がある。
- これを踏まえ、業務設備に係る設備投資については、既契約・未契約によらず、効率化係数の対象としてはどうか（これにより、既契約・未契約によらず簿価が圧縮される）。なお、二重査定を避けるため、原価算定期間において、新規の設備投資分が竣工し、減価償却が始まった場合は、既に効率化係数によって簿価が圧縮されていることから、当該新規投資分の簿価については、重ねて効率化係数は適用しない。



【参考】減価償却費への効率化係数の適用

- 減価償却費は、主に過去の設備投資に伴う費用であるとともに、法令によって償却方法が定められており、将来の期間において効率化する余地が限られるものである。
- その上で、下図のとおり、**原価算定期間に新規工事を行い、帳簿価額が増加するもの**については、修繕費と同様に、**効率化係数を用いて査定**し、減価償却費の効率化を求めることとする。
- また、**過去に設置された設備に係る減価償却費**について、レベニューキャップでは、減価償却費を制御不能費用として位置づけることの是非に関し、御議論があったところ。
- その際、関西電力送配電から申出のあった取組は、通信設備を子会社に移管することで、設備投資の抑制や保守要員の効率化を実現し、制御不能費用を削減したものである。
- このような取組は、全ての設備で実現可能なものではないものの、**業務設備については**、例えば、支店などの統合や、業務システムの簡素化などを通じて、**過去の設備投資であっても、効率化にに取り組む余地**があると考えられる。そのため、**業務設備については、過去の設備投資に伴う減価償却費についても、効率化係数の対象**とし、効率化を促すこととしてはどうか。

「効率化係数」と減価償却費との関係



1. 効率化係数
- 2. 非化石証書の販売収入の取扱い**
3. 事業報酬
4. 基本料金と電力量料金の設定方法（中国電力）
5. 季節別料金の見直し方法（北陸電力）
6. 需要家からの問い合わせ対応（報告）

非化石証書の販売収入に関するこれまでの議論

- 資源エネルギー庁の「第二次中間とりまとめ」では、非化石証書の販売収入について、「発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい」とされている。
- また、上記の中間とりまとめにおいて、規制料金との関係では、「**発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある**」と指摘されている。一方で、「**規制料金と非化石証書の双方から二重回収が生じないよう留意することの必要性**」も示されている。
- 上記の点を踏まえつつ、各事業者で非化石証書の販売収入の取扱いが異なるところ、今回の料金改定の審査において、どのように審査を行うのが適切か検討する必要がある。

資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ（2019年7月）【抜粋】

（発電事業者の非化石証書収入について）

（前略）非化石電源の利用促進への取り組みを求める**発電事業者に対しては、以下のような用途に証書収入を使うことを求めることとする。**

- ✓ 非化石電源設備の**新設・出力増**
- ✓ 非化石電源を**安全に廃棄**するための費用等
- ✓ 非化石電源設備の**耐用期間延長工事、安全対策費用**等

（非化石証書収入と経過措置料金との関係について）

非化石証書収入については、発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい。**特例措置料金の算定において、発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある。**

このため、料金算定規則等において、非化石電源の利用の促進が行われるよう必要な措置を講じることが考えられる。

なお、当該措置の検討にあたっては、**非化石電源投資関連費用について特例措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないよう留意することとする。**

料金算定規則及び電気事業会計規則における規定

- 電気事業会計規則では、「他社販売電源料」と「非化石証書販売収益」が区分されている。
- その上で、料金算定規則上、規制料金の原価算定における控除収益には、上記の2費目のうち、「他社販売電源料」のみが含まれている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則【抜粋】

第一条 この省令において使用する用語は、（中略）電気事業会計規則（中略）において使用する用語の例による。

2 （略）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（中略）、託送収益（中略）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 （略）

電気事業会計規則【抜粋】

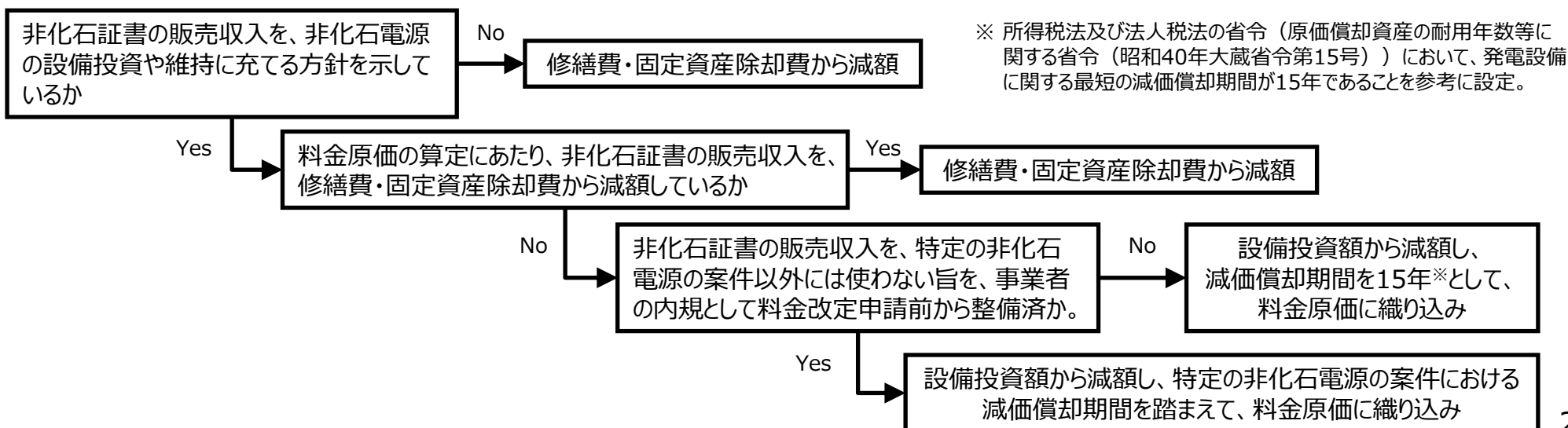
別表第1（第3条関係）

（16） 営業収益

科目	項	備考
他社販売 電力料		（前略）「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売 電源料	（前略）小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して <u>販売した電気</u> （中略） <u>の料金</u> （中略）を整理する。
	非化石証書 販売収益	小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して販売した <u>非化石証書の代金</u> （中略）を整理する。

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い①

- 非化石証書の販売収入は、「非化石電源の利用の促進」が制度趣旨であり、**非化石電源の設備投資（例：新設・出力増）や維持（例：耐用期間の延長）に充てるもの**とされている。
- また、料金算定規則及び電気事業会計規則において、非化石証書の販売収入は、**控除収益に位置づけられていない**。
- これらを踏まえ、非化石証書の販売収入は、「**設備投資又は修繕費・固定資産除却費から減額するもの**」と整理することも一案と考えられる。
- 一方、各事業者は、非化石証書の販売収入を、非化石電源の設備投資や維持に充てる方針であるものの、料金原価上の整理は統一的ではない。そのため、例えば、減価償却期間の長い設備への投資額と相殺するものと整理し、非化石証書の販売収入による料金原価の圧縮効果を低減する、といった**恣意的な織り込みとなる場合も考えられる**。
- 上記を踏まえ、今回の料金審査では、例えば、下図のフローのとおり整理とすることとしてはどうか。



今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い②

- 非化石証書の販売収入は、年間を通じて発生するため、設備投資額から減額する際には、**期央（毎年10月1日）に計上するものと仮定し、減価償却費に反映**することとしてはどうか。
- また、前ページのフローを前提とした場合、**過去の非化石証書の販売収入の取扱い**が論点となる。
- 各事業者は、資源エネルギー庁に対し、2020年度以降の**非化石証書の販売収入額と収入の用途**について、以下のとおり報告している。
 - ✓ **北海道・東北・北陸・四国**：非化石証書の販売収入を、「**拡充・改良投資**」（非化石電源への設備投資）**に全額充当**。
 - ✓ **中国**：非化石証書の販売収入を、非化石電源にかかる「**拡充・改良投資**」と「**修繕・除却**」**に按分して充当**。
- これらの報告内容との整合性を確保する観点から、**過去の非化石証書の販売収入**に関し、その**報告内容に沿って、設備投資額から減額することが適切**ではないか（なお、中国電力が「修繕・除却」に按分した分については、当該年度の修繕費などに充当されるため、当該分は設備投資額から減額しない。）。また、設備投資額から減額する際には、恣意性を排除する観点から、**当該減額分の減価償却期間を15年として、料金原価に織り込むことが適切**ではないか。

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い③

【参考】非化石証書の販売収入を設備投資額に充当した場合のモデルケース

		過去分			原価算定期間		
		2020年度	2021年度	2022年度 (見込み)	2023年度	2024年度	2025年度
設備投資額 (※この事例では、全て期末に竣工したと仮定)		300 (電源A)	300 (電源B)	300 (電源C)	300 (電源D)	300 (電源E)	300 (電源F)
非化石証書の販売収入 (※毎年150と仮定)		150	150	150	150	150	150
販売収入の充当後の 残存簿価 (期末) (※減価償却期間：15年)	電源A	150	140	130	120	110	100
	電源B	—	150	140	130	120	110
	電源C	—	—	150	140	130	120
	電源D	—	—	—	150	140	130
	電源E	—	—	—	—	150	140
	電源F	—	—	—	—	—	150
減価償却費	収入充当前	—	20	40	60	80	100
	収入充当後	—	10	20	30	40	50

過去の販売収入による減価償却費の圧縮効果を、料金原価に反映。

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い④

- 中国電力は、過去の非化石証書の販売収入と用途について、下表のとおり実績に基づいて按分し、資源エネルギー庁に報告している。
- その上で、中国電力は、原価算定期間中の非化石証書の販売収入について、按分方法を明確には示していないところ、過去実績を踏まえて販売収入を按分することが適切であると考えられる。そのため、下表の「単純平均」の配分に基づいてそれぞれの用途に按分し、「設備投資額」及び「修繕費・固定資産除却費」から減額することとしてはどうか。

【参考】中国電力における非化石証書の販売収入の用途

用途項目	2020年度	2021年度	単純平均
拡充・改良投資	81.9%	78.9%	80.4%
修繕	15.2%	15.8%	15.5%
除却	2.9%	5.3%	4.1%

※2022年8月に中国電力が資源エネルギー庁に報告した内容を基に作成。

1. 効率化係数
2. 非化石証書の販売収入の取扱い
- 3. 事業報酬**
4. 基本料金と電力量料金の設定方法（中国電力）
5. 季節別料金の見直し方法（北陸電力）
6. 需要家からの問い合わせ対応（報告）

託送料金改定分の事業報酬額への反映

- レベニューキャップ制度による託送料金の改定によって、小売料金の原価上の事業報酬額が変化する。そのため、この改定による影響は、最終的な補正で反映することとしてはどうか。

託送料金改定分の反映イメージ

	託送料金改定の反映前			託送料金改定の反映後		
	電気事業全体	送配電事業	発電・販売事業	電気事業全体	送配電事業	発電・販売事業
レートベース	30,000	9,000	21,000	31,000	10,000	21,000
事業報酬率	2.74%	1.9%	—	2.74%	1.5%	—
事業報酬額 (ネットワーク含む)	822	171	651	849	151	698

▲21

▲47

▲21

▲21

▲47

▲21

↑

現行の託送料金の
前提となる事業報酬

↑

最終補正で反映

↑

新託送料金の
前提となる事業報酬

【参考】事業報酬の算定方法（東京電力EPを除く6事業者）

- 料金算定規則上、事業報酬については以下のとおり算定することとされている。

（①電気事業全体の事業報酬－②送配電事業の事業報酬）×③発電小売事業に占める小売事業の割合

※「②送配電事業の事業報酬」は、託送供給約款の認可に係る審査で査定済。また、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」は、発販一体会社では100%となる。

- 東京電力EPを除く各事業者について、事業報酬の算定方法は以下のとおり。

今回申請の事業報酬

（単位：億円）

			北海道	東北	北陸	中国	四国	沖縄
①電気事業全体	レートベース	A=D+G	15,177	34,659	11,951	27,078	11,098	3,750
	事業報酬率	B	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%
	事業報酬	C=A×B	425	970	335	704	300	101
②送配電事業	レートベース	D	6,793	16,329	4,366	9,315	4,789	2,670
	事業報酬率	E	1.5%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.5%
	事業報酬	F=D×E	102	310	80 ^{※1}	177	91	40 ^{※2}
③発電・販売事業	レートベース	G	8,384	18,330	7,587	17,764	6,309	1,079
	事業報酬	H=C-F	323	660	255	527	209	62

※1 北陸：2016年託送認可値83億円（2016-18年エリア需要ベース）を2023-25年エリア需要ベースに補正

※2 沖縄：送配電事業に係る事業報酬については、小売料金審査要領に従って算定

【参考】レベニューキャップ制度による託送料金改定を反映した事業報酬

料金算定規則上、送配電事業に係る事業報酬額は、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、省令の規定により算定された額とされている。レベニューキャップ制度による託送料金改定を反映した事業報酬は以下のとおり。

			北海道	東北	北陸	中国	四国	沖縄
①電気事業全体	レートベース	A=D+G	15,177	36,537	12,369	27,805	10,888	3,750
	事業報酬率	B	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%
	事業報酬	C=A×B	425	1,023	346	723	294	101
②送配電事業	レートベース	D	6,793	18,207	4,782	10,042	4,578	2,670
	事業報酬率	E	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
	事業報酬	F=D×E	102	273	72	151	69	40
③発電・販売事業	レートベース	G	8,384	18,330	7,587	17,764	6,309	1,079
	事業報酬	H=C-F	323	750	275	572	225	62

公社債利回り及び全産業自己資本利益率の参照データの最新化

- 各事業者の申請時点では、2020年度のデータが掲載される「産業別財務データハンドブック」が最新であり、公社債利回り及び全産業自己資本利益率は、2014～20年度の7年間を、参照期間としていた。
- その後、2021年度のデータが掲載される「産業別財務データハンドブック」が発行されているため、最終的な補正においては、2015～21年度（直近）の7年間を参照期間とすることで良いか。

各事業者（東京電力EPを除く）の事業報酬の試算値（電気事業全体）

（単位：億円）

			北海道	東北	北陸	中国	四国	沖縄
①申請	レートベース	A=D+G	15,177	34,659	11,951	27,078	11,098	3,750
	事業報酬率	B	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%
	事業報酬	C=A×B	425	970	335	704	300	101
②2014～20年度ベース	事業報酬率	E	2.71%	2.74%	2.74%	2.74%	2.74%	2.74%
	事業報酬	F=D×E	411	950	327	742	304	102 ^{※1}
③2015～21年度ベース	事業報酬率	G	2.75%	2.79%	2.79%	2.79%	2.79%	2.79%
	事業報酬	H=G×E	417	967	333	755	310	105 ^{※1}

※1 沖縄：送配電事業に係る事業報酬については、小売料金審査要領に従って算定

【参考】公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間

第32回 料金制度専門会合
資料7-2を編集

- **旧料金審査要領**（2012年改定以前）**の規定では**、自己資本利益率及び公社債利回りについて、一般電気事業者の経営状況を判断するのに適当な年限の平均値を用いるものとされ、その適当な年限については、近年の金利状況等に鑑み、**当面は7年間**とすると定められている。
- この7年間という年限は、**1995年の電気事業審議会料金制度部会中間報告**における提言を踏まえ、**正常な経済条件の下での適正な利潤を設定する観点**から、1998年に設定されたもの。
- これを受け、**中国電力を除く各事業者は、過去の値上げ申請の算定方法を参照し、2014年度から2020年度（直近）の7年間と設定**している（現時点において、2021年度のデータが掲載される「産業別財務データハンドブック」は未発刊）。
- 一方、**中国電力は、小売全面自由化以降の5年間と設定**（2016～20年度）している。今回、発販一体での値上げ申請であることから、小売全面自由化前後で、発販一体で見た事業リスクに大きな変動はないと考えられるが、この5年間との設定について、どのように考えるか。

【参考】電気事業審議会料金制度部会中間報告（平成7年7月24日）

⑤事業報酬率（抜粋）

事業報酬は、電気事業者が引き続き見込まれる電力需要の増加に対応して、安定供給の確保に必要な「設備投資資金の調達コスト」を賄うものであり、長期投資による固定資本比率が高い業種の一つである電気事業においては、事業の遂行に必要な費用として今後とも確保する必要がある。

事業報酬率算定の基礎となる事業報酬率については、その趣旨に鑑み金利等の経済状況の変化を適切に反映させる必要があるが、我が国電気事業において長期借入金比率が高いこと、我が国の現在の金利水準が歴史的にみても低いこと、及び自己資本比率が低い我が国電気事業者の財務体質の脆弱化を招かないこと等を総合的に勘案して設定すべきである。

1. 効率化係数
2. 非化石証書の販売収入の取扱い
3. 事業報酬
- 4. 基本料金と電力量料金の設定方法（中国電力）**
5. 季節別料金の見直し方法（北陸電力）
6. 需要家からの問い合わせ対応（報告）

基本料金と電力量料金の設定方法（中国電力）

- 前回会合（第42回）で、委員から、事務局より提示した資料（各事業者の平均的なモデル料金に占める基本料金の割合）を踏まえ、中国電力について、基本料金の値上げを織り込んでも沖縄電力の次に低い割合に留まっているとの御認識が示されたところ。
- これを踏まえて、事務局資料を明確化し、中国電力の基本料金の見直しを行う料金メニューの一部（従量電灯B及び低圧電力）について、各事業者における中国電力の平均的なモデル料金に相当する料金収入に対する基本料金の割合などを改めて整理した。
- その結果、中国電力について、基本料金の値上げを織り込んだ場合、モデル料金に占める基本料金の割合が相対的に高くなることが確認された。その上で、今回の料金改定の主たる要因が燃料費の高騰であることから、東北電力と同様に、基本料金は据え置くべき（RC制度の導入に伴う変動分の影響は除く）と考えるがどうか。

【参考】第42回料金制度専門会合における委員からの御意見

● 圓尾委員

基本料金のところで、20頁の事務局の説明はもっともだとは思いますが、河野委員の御意見もその通りだと思うが、中国電力の基本料金の値上げは認めても良いのではと思った。中国電力は長らく値上げせずに頑張ってきた。今回の値上げ申請は燃料費高騰が主たる要因だが、これまでにつもった歪みもあるだろう。22頁の表にあるように、中国電力の基本料金の上げを織り込んでも沖縄電力の次に低い割合に留まっている。中国電力管内のお客さんも他社が値上げする中、中国電力が値上げせずに頑張ってきたのでご納得いただけるだろうし、一定の合理性あるのではないかと思った。

【参考】基本料金の見直し

- 各事業者における「従量電灯 B（アンペア制会社は従量電灯 C）」及び「低圧電力」の電気料金収入合計に対する基本料金収入の割合並びに中国電力の平均的なモデル料金である「従量電灯 B 相当（契約容量15kVA、月間電力量1,950kWh）」及び「低圧電力（契約電力8kW、月間電力量560kWh）」に相当する料金収入に対する基本料金の割合などは、以下のとおり。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
電気料金収入合計 (a)	477億円	1,067億円	3,080億円	187億円	417 億円	236億円	115億円
うち基本料金収入 (b)	125億円	376億円	850億円	61億円	164 億円	105億円	44億円
割合 (b/a)	26.2%	35.2%	27.6%	32.6%	39.4 %	44.3%	38.3%
従量電灯 Bモデル料金 ① (c)	88,519円/月	76,634円/月	75,744円/月	73,464円/月	76,776 円/月	69,271円/月	該当なし
うち基本料金 (d)	5,100円/月	5,790円/月	4,026円/月	4,125円/月	6,190 円/月	5,415円/月	
割合 (d/c)	5.8%	7.6%(6.6%)	5.3%	5.6%	8.1%(7.6%)	7.8%	
低圧電力モデル料金② (e)	25,240円/月	22,763円/月	21,748円/月	22,472円/月	22,317 円/月	21,455円/月	25,793円/月
うち基本料金 (f)	9,768円/月	9,391円/月	7,866円/月	8,920円/月	8,748 円/月	8,178円/月	9,620円/月
割合 (f/e)	38.7%	41.3%(39.4%)	36.2%	39.7%	39.2%(37.1%)	38.1%	37.3%

(補足) 東北電力と中国電力の割合 (d/c)及び割合 (f/e)の括弧書きは、基本料金の見直しが認められなかった場合の割合を記載したものと。

【記載注意】

- 「電気料金収入合計」は、従量電灯 B（アンペア制会社は従量電灯 C）及び低圧電力の電気料金収入（沖縄電力は低圧電力のみ）の3ヶ年平均をしたもの。
- 「うち基本料金収入」は、従量電灯 B（アンペア制会社は従量電灯 C）及び低圧電力における、基本料金収入の3ヶ年平均をしたもの。
- 「従量電灯 Bモデル料金①」は、従量電灯 B（アンペア制会社は従量電灯 C）」の電力契約容量15kVA、月間電力量1,950kWhで試算したもの。
- 「うち基本料金」は、基本料金相当を記載したもの。
- 「低圧電力モデル料金②」は、低圧電力の契約電力8kW、月間電力量560kWh（北海道電力を除き、夏季196kWh、その他季364kWh）、力率90%（ただし、原価算定期間中に力率割引・割増を廃止する事業者は力率割引は除く）で試算したもの。
- モデル料金①②とも、消費税等相当額、再エネ賦課金及び激変緩和による値引きを含んでいない。
- 申請内容^(注)に、燃料補正後非NW費用及びRC補正後NW費用を加えて、再算定した規制部門に係る総原価を基に、レートメイクをした料金メニューで試算したもの。

(注) 北海道電力は、今回の値上げ申請において、レベニューキャップ制度の導入に伴って認可された託送供給等約款に基づいてネットワーク費用を算定している。

【論点2】基本料金と電力量料金の設定方法

- **5事業者**（北海道・東京・北陸・四国・沖縄）は、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰（可変費の増加）にあることから、**基本料金を据え置き、電力量料金を値上げ**（RC制度の導入に伴う変動分の影響は除く）することとしている。
- **2事業者**（東北・中国）は、固定費相当について、基本料金での負担部分を一定程度増やすことが安定供給につながるため、**基本料金及び電力量料金とも値上げ**（RC制度の導入に伴う変動分の影響は除く）することとしている。
- 料金算定規則では、基本料金で回収する固定費の割合などの規定は無いため、各事業者が実情を踏まえて料金設定を行っているが、**今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰**であることから、**基本料金を据え置き、電力量料金を値上げすることは合理性がある**と考えられる。
- 一方で、自然変動電源の拡大を進めつつ**安定供給を実現していくために、これまで以上に基本料金での負担割合を増やしていくことが必要**であることなどから、**基本料金及び電力量料金とも値上げすることは合理性が無いとは言えないが、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰であることを踏まえると、基本料金は据え置くべき**（RC制度の導入に伴う変動分の影響は除く）**と考える**がどうか。

【参考】基本料金の見直し①

- 東北電力・中国電力によれば、以下の理由により、基本料金を値上げする方向性を示している。

東北電力（主に家庭用に適用される従量電灯Bなど二部料金制の料金メニューが対象）

- 法的分離により、一般送配電事業者へ託送料金の実支払いが発生しており、小売事業者としては、託送料金支払後の電気料金から発電・販売に係るコストを賄って事業運営を行っていくため、従前以上に、固定／可変といった費用の性質に応じた電気料金の設定を意識し、費用構造（原価構造）と一定程度整合を図る必要がある。
- また、エネルギー基本計画等に基づき自然変動電源の拡大を進めつつ安定供給を実現していくためには、バックアップ電源の機能を果たす火力発電等を引き続き一定程度維持していく必要がある。このためには、稼働率が低下していく火力発電設備を中長期的に確保していくことが必要だが、販売電力量の減少傾向が継続する中では、固定費相当分については、これまで以上に基本料金でご負担いただく割合を増やしていくことが必要と考えており、これらの観点を踏まえ、今回は、電力量料金単価だけではなく、基本料金単価の値上げをお願いすることとした。

〔10Aあたりの基本料金
(従量電灯B)〕

現行単価	申請単価	差※()内は改定率	(参考)申請単価 ※RC導入影響を含む
330.00 円	385.00 円	+ 55.00 円 (+17%)	424.60円

中国電力（主に商店、事務所に適用される従量電灯Bなど二部料金制の料金メニューが対象）

- 固定費は、使用電力量の多寡にかかわらず発生する費用という性質を踏まえると、基本料金でご負担いただくことが原則と考える。
- しかしながら、現行の基本料金では固定費の6割程度しかご負担いただいていないのが実態。
- 今後、安定供給やカーボンニュートラル推進のための電源投資などに伴い固定費が増加する中、省エネ・節電の推進などにより使用電力量の減少が想定されており、今後電力量料金により、安定的に固定費を確保し続けることは難しい状況。
- そのため、今回基本料金についても値上げさせていただくこととした。

〔1kVAあたりの基本料金
(従量電灯B)〕

現行単価	申請単価	差 ※()内は改定率	(参考)申請単価 ※RC導入影響を含む
407.00 円	429.00 円	+ 22.00 円 (+5%)	453.90円

〔基本料金による固定費の回収率〕

収入（基本料金）／原価（固定費）
58%

【参考】基本料金の見直し②

- 各事業者の規制部門原価（補正後総原価）合計に占める固定費等の割合及び各事業者の平均的なモデル料金に占める基本料金の割合は、以下のとおり。

（注）中国電力の基本料金の見直しは、家庭用が適用される平均的なモデル料金①②は対象外（前頁参照）

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
規制部門原価合計 (a)	1,672億円	3,369億円	11,865億円	611億円	1,418億円	796億円	841億円
うち固定費等 (b)	635億円	972億円	3,527億円	251億円	454億円	310億円	219億円
割合 (b/a)	38.0%	28.9%	29.7%	41.1%	32.0%	39.0%	26.0%
平均的なモデル料金① (c)	9,439円/月	8,996円/月	8,925円/月	7,846円/月	8,948円/月	8,606円/月	10,556円/月
うち基本料金 (d)	1,020円/月	1,158円/月	805円/月	825円/月	635円/月	617円/月	589円/月
割合 (d/c)	10.8%	12.9%	9.0%	10.5%	7.1%	7.2%	5.6%
平均的なモデル料金② (e)	16,689円/月	14,060円/月	14,057円/月	13,837円/月	14,503円/月	13,814円/月	16,629円/月
うち基本料金 (f)	1,020円/月	1,158円/月	805円/月	825円/月	635円/月	617円/月	589円/月
割合 (f/e)	6.1%	8.2%	5.7%	6.0%	4.4%	4.5%	3.5%

【記載注意】

1. 「規制部門原価合計」は、3ヶ年平均をしたもの。
2. 「うち固定費等」は、規制部門原価合計の内の固定費、需要家費及び送配電関連費のうちの基本料金相当を合計したもの。
3. 「平均的なモデル料金①」は、以下の前提で試算したもの。北海道電力・東北電力・東京電力EP・北陸電力は二部料金制、中国電力・四国電力・沖縄電力は最低料金制を採用。
北海道電力：従量電灯B・30A・230kWh/月、東京電力EP：従量電灯B・30A・260kWh/月、東北電力：従量電灯B・30A・260kWh/月
北陸電力：従量電灯B・30A・230kWh/月、中国電力：従量電灯A・260kWh/月、四国電力：従量電灯A・260kWh/月、沖縄電力：従量電灯・260kWh/月
4. 「うち基本料金」は、二部料金制の場合は基本料金相当を、最低料金制の場合は使用量が0kWhの場合でも支払う必要のある最低額相当を記載したもの。
5. 「平均的なモデル料金②」は、各事業者とも400kWh/月を前提に試算したもの。
6. 平均的なモデル料金①②とも、消費税等及び再エネ賦課金を含んでいない。

1. 効率化係数
2. 非化石証書の販売収入の取扱い
3. 事業報酬
4. 基本料金と電力量料金の設定方法（中国電力）
- 5. 季節別料金の見直し方法（北陸電力）**
6. 需要家からの問い合わせ対応（報告）

季節別料金の見直し方法（北陸電力）

- 前回会合（第42回）で、委員から、北陸電力の季節別料金の見直しに関し、**1979年当時は太陽光発電による春秋出力抑制が想定されていなかったところ、このタイミングで料金体系をフラットに変えることが合理的なのか、との御指摘**をいただいたところ。
- 当該御指摘を踏まえ、**北陸電力で検討**を行った結果、同社から、「**季節別料金の見直しは行わない**」との回答があったため、**北陸電力の申し出のとおり、見直しを行わない整理**としてはどうか。

【参考】第42回料金制度専門会合における委員からの御意見

● 松村委員

論点4には異議がある。季節別料金の見直し自体は合理的だと思うが、例えば、今の料金の仕組みが考えられた時よりも夏の需給もそうだが冬の需給もより厳しくなっていることを考えれば、夏を冬より高くする必要性はなくなってきているので、これを抜本的に切り替えて「夏と冬とそれ以外の季節」に分けたいなら、前向きなより現代的な問題に対応するために、積極的にDRの発想を取り入れる、料金体系をより進化する提案だと思うが、夏を廃止して全部一律とすることは進歩ではないし、このタイミングでやるのは相当に疑問。少なくとも79年に議論されていたときは太陽光発電がこれだけ普及して春秋出力抑制が起きることは想定されていなかったと思うが、今はそれが目前に迫ってきている。春秋とそれ以外のメリハリをつける必要性は以前よりも上がってきているのではないか。そのような中、なぜフラットに変えるということはこのタイミングで積極的に行うのか疑問。もう季節ごとの需要のメリハリを考える必要がないというメッセージを監視等委も、北陸電力も共同して出すように見える見直しをなぜこのタイミングでするのかわからない。さらにこれを入れた直後、あるいは原価算定期間に春秋に出力抑制が起こり、春秋の相対的な料金を上げておきながら出力抑制が起きたら当然強く批判が出てくるだろう。それは、北陸電力だけでなく、監視等委も負うことにはないか。一方で、フラットな料金体系にした方が規制料金の需要家に対する合理的なDRが現時点で用意されており、それを北陸電力がコミットメントする。そのコミットメントを見れば、たしかにフラットな料金にした方がやりやすいと納得したうえでやるならともかくとして、規制料金の需要家が対象となるような、今言ったようなかなり強力な懸念を払しょくするようなDR、需給ひっ迫時の対策、緩んでいるときの対策、相当に強いインセンティブを与えるDRを用意していることのコミットメントの説明があれば意見を変えることはあるが、これは合理的な提案とは思えない。

【論点4】季節別料金の見直し方法

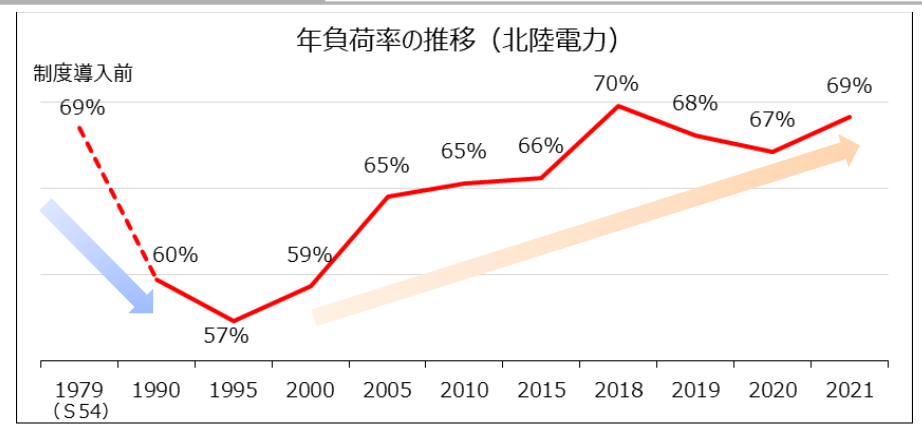
- 北陸電力によれば、季節別料金を導入する背景となった年負荷率が改善したことを理由に、これまで割高に設定してきた「夏季料金」を、「その他季料金」と同一の料金単価に見直しを行っている。
- 季節別料金制度は、料金制度面からも価格誘導効果を通じて、夏季ピークを抑制するために導入されたものであり、北陸電力が季節別料金の見直しを行うこと理由に合理性があると考えられる。
- これを踏まえて、北陸電力の申請どおり認めることとしてはどうか。なお、制度導入当時から冬季ピークである北海道電力は季節別料金を設定しておらず、その他の5事業者は、引き続き、季節別料金を設定している。

北陸電力（主に小規模な工場、商店に適用される低圧電力などの料金メニューが対象）

- 多様な電気機器や太陽光発電が普及した結果、近年では年負荷率※が季節別料金制度導入前の水準まで回復し、夏季需要の先鋭化が弱まってきております。

※年負荷率は「1年における平均電力（年間平均値）÷夏季最大電力」で算出。
（平均電力と夏季最大電力の差が縮小すると、年負荷率は上昇）

- 夏季以外の時期でも需要抑制が重要と考えていることから、デマンドレスポンスや節電・省エネ推進活動を進めていくことにより、需給状況に応じて柔軟な需要抑制を図っていきたいと考えております。



【参考】1979年3月電気事業審議会料金制度部会中間報告（抜粋）

Ⅲ 季節別・時間帯別料金制度の導入

（問題の所在）

<中略>

しかしながら、我が国の電力需給は、需給面における夏季ピークの先鋭化、供給面における電源立地難、公害規制の強化等の制約条件の増大により、夏季ピーク時に極めて逼迫する傾向にあり、かかる傾向は、今後なお長期的に継続・増大する可能性が強いと予測される。また、夏季ピークの先鋭化は電力供給設備の年間負荷率（稼働率）を年々低下させ、電気料金原価を上昇させる要因の一つとなっている。かかる傾向に対処するためには、実態面において電源立地の促進、省電力施策の拡充、夏季ピーク抑制策の強化等に最大の努力が払われるべきことは言うまでもないが、料金制度面からも価格誘導効果を通じて、夏季ピークの抑制を志向する必要があり、このため季節別・時間帯別料金制度の検討が求められている。

（結論）

(1) 夏季ピーク時の需給緩和のために料金制度の面からも対策を講じるべきである。（略）

(2) なお、以上のような料金制度面の対応とともに実態面における需給対策の推進の観点から各種の省電力、省エネルギー関連技術の開発、代替エネルギーの活用、あるいは夏季休暇の設定等の国民生活慣行の改善等も併せて推進することが望まれる。

1. 効率化係数
2. 非化石証書の販売収入の取扱い
3. 事業報酬
4. 基本料金と電力量料金の設定方法（中国電力）
5. 季節別料金の見直し方法（北陸電力）
6. **需要家からの問い合わせ対応（報告）**

需要家からの問い合わせ対応（報告）

- 前回会合（第42回）で、需要家に対する電気料金改定の周知活動について、各事業者とも、自社ホームページ内に特設サイトを開設したり、問い合わせ専用ダイヤルを設けるなどにより、電気料金の改定申請をするに至った経緯、申請内容、電気料金への影響額、経営効率化への取組などの説明を実施していることを御確認いただいた。
- 本日は、需要家からの電気料金改定に関する問い合わせや、電気料金改定以外の電気料金・電気使用量などに関する問い合わせへの対応について、事務局で、各事業者のホームページを確認した内容を御報告させていただく。

① 電気料金改定に関する問い合わせ対応

② 電気料金改定以外の電気料金・電気使用量などに関する
問い合わせ対応

【論点5】需要家に対する電気料金改定の周知活動①

- 自社ホームページ内に特設サイトを開設したり、問い合わせ専用ダイヤルを設けるなどにより、需要家に対する電気料金改定の周知を実施していることを確認した。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
①自社ホームページ内で特設サイトを開設している。	○	○	○	○	○	○	○
②各家庭に料金改定のお知らせを文書又は電子メールで通知している。	○	○	△	○	○	○	○
③消費者団体又は自治体等への説明を実施している。	○ 消費者団体45 自治体等772	○ 消費者団体19 自治体等283	○ 消費者団体27 自治体等261	○ 消費者団体40 自治体等101	○ 消費者団体472 自治体等173	○ 消費者団体11 自治体等95	○ 消費者団体3 自治体等34
④問い合わせ専用ダイヤルを設けている。	○	○	○	○	○	○	○
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭へお知らせ文書を送付予定(②) 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 新聞広告による周知 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施予定(③) 新聞広告による周知を予定

(注) ○：実施している、△：今後実施予定、－：実施しない

(出典) 各事業者からの回答を事務局で整理

【論点5】需要家に対する電気料金改定の周知活動②

- 需要家に対して、電気料金改定を申請するに至った経緯、申請内容、電気料金への影響額、経営効率化への取組等の説明を実施していることを確認した。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
①電気料金改定を申請するに至った経緯	○	○	○	○	○	○	○
②電気料金改定の申請内容及び電気料金影響額	○	○	○	○	○	○	○
③経営効率化への取組	○	○	○	○	○	○	○
④電気を効率良く使用するための節電・省エネ方法	○	○	○	○ 需要家から 節電術を募集 ・公表	○	○	○
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による電気料金の激変緩和措置について周知 ・ 値上げ影響額をシミュレーションできるページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 値上げ影響額をシミュレーションできるページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金影響額をご試算いただけるコンテンツを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコキュートや太陽光発電導入による節電・省エネ促進の周知 ・ 電気料金影響額シミュレーションの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費等調整制度の見直し内容について掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による電気料金の激変緩和措置について周知 ・ 電気料金値上げ影響額シミュレーションの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の契約メニューと他のメニューが比較ができるシミュレーションを準備

(注) ○：実施している、△：今後実施予定、－：実施しない

(出典) 各事業者からの回答を事務局で整理

電気料金改定に関する問い合わせ対応（7事業者）①

- 下表のとおり、各事業者とも、需要家に対する**電気料金改定に関する問い合わせ対応**のため、専用ダイヤルを設置して、**問い合わせ先・受付時間などを自社ホームページで公表していることを確認**した。

	北海道電力	東北電力
問い合わせ先	特設コールセンター 0120-700-689	低圧電気料金見直しお問い合わせ窓口 0120-393-043
受付時間	月～金曜日9:00～17:00	月～金曜日9:00～17:00
URL	https://www.hepco.co.jp/price_revis/e/index.html	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/dryokinkaitei/
	ホーム> 電気料金の見直しに関するお願いについて	トップページ> 小売規制料金等の値上げについて> 個人のお客さま> 電気料金の値上げについて（低圧）
備考	低圧の自由料金メニューの値上げに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応	低圧の自由料金メニューの値上げに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

（出典）各事業者ホームページより事務局で作成

電気料金改定に関する問い合わせ対応（7事業者）②

	東京電力EP	北陸電力
問い合わせ先	低圧電気料金見直しに関するお問い合わせ先 (規制料金メニューをご契約中のお客さま)	お客さまサービスセンター
	0 1 2 0 - 9 9 5 - 4 2 1	0 1 2 0 - 0 1 2 4 3 3
受付時間	月～土曜日9:00～17:00	月～日曜日（祝日含む）9:00～18:00
URL	https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsu_minaoshi.html	https://www.rikuden.co.jp/rate/inquiry.html
	HOME> 低圧の料金メニューの見直し内容は こちら> お問い合わせ先	TOP> 電気料金の改定について> 規制料金 メニューのお客さま> インフォメーション お問い合わせ 先
備考	低圧の自由料金メニューの値上げに関する問 い合わせは、別途、問い合わせ先（0120- 995-723）を設けて対応	低圧の自由料金メニューの値上げに関する問 い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

（出典）各事業者ホームページより事務局で作成

電気料金改定に関する問い合わせ対応（7事業者）③

	中国電力	四国電力
問い合わせ先	電気料金見直しに関するお問い合わせ先 0120-120-677	特設受付センター 0120-128-043
受付時間	月～日曜日（祝日含む）9:00～20:00	月～金曜日9:00～17:00
URL	https://www.energia-support.com/pricerevision/index.html	https://www.yonden.co.jp/publish/page_24.html
備考	HOME> 電気料金の見直しに関するお知らせ（低圧のお客さま） 低圧の自由料金メニューの値上げに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応	HOME> 規制料金の値上げ申請について 低圧の自由料金メニューの値上げに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

（出典）各事業者ホームページより事務局で作成

電気料金改定に関する問い合わせ対応（7事業者）④

	沖縄電力
問い合わせ先	お問い合わせ先 0120-586-704
受付時間	月～金曜日8:30～17:00
URL	https://www.okiden.co.jp/common/ryoukinkaitei/index.html ホーム> 個人・法人のお客様> 電気料金の改定について
備考	低圧の自由料金メニューの値上げに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

(出典) 各事業者ホームページより事務局で作成

① 電気料金改定に関する問い合わせ対応

② 電気料金改定以外の電気料金・電気使用量などに関する
問い合わせ対応

電気料金・電気使用量などに関する問い合わせ対応（7事業者）①

- 下表のとおり、各事業者とも、需要家に対する電気料金改定に関する問い合わせ対応のほか、電気料金や電気使用量などに関する問い合わせ対応のため、コールセンターなどを設置し、問い合わせ先・受付時間などを自社ホームページで公表していることを確認した。

	北海道電力	東北電力
問い合わせ先	道北統括支社（※地域毎に8事業所あり） 0120-07-5154（※）	各種お問い合わせ 0570-550-220
受付時間	月～金曜日9:00～17:00	月～金曜日9:00～17:00
URL	https://www.hepco.co.jp/corporate/company/branch/index.html	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/inquiry/call/
	ホーム> 企業・IR情報> 会社情報> お近くのほくでん一覧（ご契約、ご使用量、ご請求などに関する問い合わせ）	トップページ> 個人のお客さま> 電気・ご契約のお手続きやお問い合わせ> 各種お問い合わせ（電話）
備考	低圧の自由料金メニューに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応	低圧の自由料金メニューに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

（出典）各事業者ホームページより事務局で作成

電気料金・電気使用量などに関する問い合わせ対応（7事業者）②

	東京電力EP	北陸電力
問い合わせ先	カスタマーセンター （規制料金プランでご契約中のお客さま）	申込み・その他に関するお問い合わせ
	0120-995-001	0120-776453
受付時間	月～土曜日9:00～17:00	月～金曜日9:00～17:00
URL	https://www.tepco.co.jp/ep/support/cc/index-j.html	https://www.rikuden.co.jp/info/inquiry.html
	HOME> 各種手続き・サポート> 電気とガスの開通・各種手続き・サポート> サポート> カスタマーセンターへのお問い合わせ> お問い合わせ・カスタマーセンター> カスタマーセンターのご案内> 規制料金プランでご契約中のお客さま	TOP> 各種お問い合わせ> 各種お問い合わせ窓口（お電話でのお問い合わせ 申込み・その他に関するお問い合わせ）
備考	低圧の自由料金メニューに関する問い合わせは、別途、問い合わせ先（0120-995-113）で対応	低圧の自由料金メニューに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

（出典）各事業者ホームページより事務局で作成

電気料金・電気使用量などに関する問い合わせ対応（7事業者）③

	中国電力	四国電力
問い合わせ先	カスタマーセンター	カスタマーセンター
	0120-181-210（※）	0120-410-761（※）
受付時間	月～金曜日9:00～20:00	月～金曜日9:00～17:00
URL	https://www.energia.co.jp/office/add-sales.html	https://www.yonden.co.jp/contact/kagawa/index.html
	HOME> 企業・IR・採用情報> 事業所一覧> セールスセンターのお問い合わせフリーダイヤル（お引越し・電気の契約・料金に関するお問い合わせ先）	HOME> お問い合わせ> 引越し・電気料金・契約等についてのお問い合わせ
	※管轄セールスセンター（エリア）単位で番号を設定（上記は鳥取統括セールスセンターエリアの番号を記載）	※管轄営業所（エリア）単位で番号を設定（上記は香川支店エリアの番号を記載）
備考	低圧の自由料金メニューに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応	低圧の自由料金メニューに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

（出典）各事業者ホームページより事務局で作成

電気料金・電気使用量などに関する問い合わせ対応（7事業者）④

	沖縄電力
問い合わせ先	料金・その他のお問い合わせ 0120-586-391
受付時間	月～金曜日8:30～17:00
URL	https://www.okiden.co.jp/common/contact/
備考	ホーム>個人・法人のお客様>お問い合わせ先（料金・その他のお問い合わせ） 低圧の自由料金メニューに関する問い合わせも、上記の問い合わせ先で対応

（出典）各事業者ホームページより事務局で作成